

1 無水エタノール

2 **冒頭の国際調和に関する記載、貯法及び有効期間の項を次**
3 **のように改める。**

4 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品
5 各条である。

6 なお、三薬局方で調和されていない部分のうち、調和合意におい
7 て、調和の対象とされた項中非調和となっている項の該当箇所は
8 「◆ ◆」で、調和の対象とされた項以外に日本薬局方が独自に規定
9 することとした項は「◇ ◇」で囲むことにより示す。

10 三薬局方の調和合意に関する情報については、独立行政法人医薬
11 品医療機器総合機構のウェブサイトに掲載している。

12 貯法

13 保存条件 遮光して保存する。

14 ◇容器 気密容器.◇

15 ◇有効期間 ガラス製の容器以外を用いる場合、別に規定する
16 もののほか、製造後24箇月.◇

17

18